



◆申請・応募【申込期限：8月10日（火）まで】

令和3年度介護職機能分化モデル事業に申し込みます。

本会より決定通知が届き次第、取り組みを開始します。

◆相談受付【9～12月】

介護助手の導入・採用にあたり相談を受け付けます。業務の切り分け（機能分化の推進）や雇用条件、就業規則など雇用環境に関することについて、原則メールで受け付け、ご相談内容に応じて、コンサルタントや社会保険労務士などの専門家に対応（回答）いただきます。お気軽にご利用ください。

◆介護助手導入セミナーの開催【9・10・11月】

「介護助手導入の手引き」に基づきながら、着実にしっかりと受入体制を整えることを目的に、動画配信（YouTube）によるセミナーを開催します。チェックリストを用いて、これまでの業務内容を振り返り業務の切り分け（機能分化の推進）に取り組むとともに、介護助手に対する就労支援について学びます。なお、配信期間中は施設において、いつでも、何度でも、閲覧（視聴）することができます。プログラム等の詳細は、別紙4をご覧ください。

◆求人票の作成・申請【申請期限：10月20日（水）まで】

福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて求人票を作成し申請（登録）します。求人票の有効期間は、令和3年11月から令和4年1月末日までの3カ月間となります。

福祉人材情報システム「福祉のお仕事」は、施設よりインターネットを通じて求人票を申請することができるシステムです。ご利用にあたっては、「求人票登録マニュアル～魅力的な求人票作成のポイント～」を送付しますのでご覧いただくとともに、ご不明な点などありましたら、福島県福祉人材センター（024-521-5662）までお問い合わせください。

◆広報活動【11月頃】

ホームページを活用した周知、募集チラシの配布などを検討ください。詳細については、「介護助手導入の手引き」14ページをご覧ください。

また、本会では、折込広告の作成や「福祉のお仕事」、県内ハローワークを通じた広報活動を行い支援しますので、応募者からの問い合わせ等へのご対応をお願いします。

◆施設見学・説明会の開催【11月頃】

随時、電話等による問い合わせにご対応をお願いします。また、施設見学や説明会の開催については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、各施設・事業所でご検討ください。詳細については、「介護助手導入の手引き」15ページをご覧ください。

◆雇用契約を結び、オリエンテーションやOJT研修を行う【11月以降随時】

応募者の面接等を行います。採用する場合は雇用契約を結び、オリエンテーションやOJT研修を行います。

◆アンケート・ヒアリングの実施【1・2月頃】

本会より、モデル施設や介護助手を対象としたアンケートやヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

◆振り返り・改善

介護助手とのコミュニケーションに日々努めながら、あらためて振り返りの機会を設け、導入目的がどの程度達成されたか確認し、次の一手を考えて改善に取り組みます。また、ご本人の希望を踏まえながら、本モデル事業終了後も可能な限り継続雇用に努めてください。